

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部
を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月28日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第 2 3 3 号

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部を改正
する告示

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和 4 年野田市告示
第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 窓の断熱改修の項第 6 号中「マイナンバーカード」を「個人番号カード」に、「健康保険証」を「社会保険各法による資格確認書」に改め、「住民票等」の次に「をいう。以下同じ。」を加え、同表集合住宅用充電設備（急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）の項第 4 号及び第 5 号並びに住民の合意形成のための資料の項第 1 号中「（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、住民票等）」を削る。

附 則

この告示は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。